

＜高梁市の指標の範囲＞

区 分		対象会計等		(財政健全化法)				
地方公共団体	一般会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率		
		特別会計	一般会計等				資金不足比率	
	へき地診療所特別会計							
	養護老人ホーム特別会計							
	軽費老人ホーム特別会計							
	住宅新築資金等貸付事業特別会計							
	農業振興施設事業特別会計							
	畑地かんがい事業特別会計							
	国民健康保険特別会計							
	老人保健特別会計							
	介護保険特別会計							
	公営企業会計	法適用	水道事業特別会計					
			国民健康保険成羽病院事業会計					
			簡易水道事業特別会計					
			下水道事業特別会計					
		法非適用	浄化槽事業特別会計					
			地域開発事業特別会計					
			高梁地域事務組合					
岡山県市町村総合事務組合								
一部事務組合・広域連合	岡山県後期高齢者医療広域連合							
	岡山県市町村税整理組合							
	岡山県広域水道企業団							
	高梁市土地開発公社							
地方公社・第三セクター等	(財)成羽振興公社							
	(財)成羽町美術振興財団							
	(財)夢ファーム有漢							

市の財政状況をチェック

新しい法律による指標の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、各自治体は財政の健全化に関する比率を公表することが義務付けられました。

この制度では、一般会計に営企業会計や第三セクターなども含めて、財政の健全度を判断する「早期健全化団体」、または国等の関与がある「財政再生団体」として、財政の健全化・再生を図ることとなります。

市の数値は、現在いずれも基準以下となっています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、自主努力で改善する「早期健全化団体」、または国等の関与がある「財政再生団体」として、財政の健全化・再生を図ることとなります。

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率 (%)

特別会計の名称	市の比率	経営健全化基準
水道事業	—	20.0
国民健康保険成羽病院事業	—	20.0
簡易水道事業	—	20.0
下水道事業	—	20.0
浄化槽事業	—	20.0
地域開発事業	15.7	20.0

* 資金不足比率の「—」は資金不足比率が発生していないことを表す。

健全化判断比率

(%)

指標	内容	市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	—	12.81	20.0
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	—	17.81	30.0
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率	20.6	25.0	35.0
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	128.4	350.0	—

* 実質赤字比率・連結実質赤字比率の「—」は黒字を表す。



税務課・保険課からのお願い 市税等の納期内納付にご協力を

市税等の税(料)目	担当課
◆市民税・県民税 ◆固定資産税・都市計画税 ◆軽自動車税 ◆国民健康保険税 ◆介護保険料	税務課収税係 (TEL)0215
◆後期高齢者医療保険料	保険課健康保険係 (TEL)0258

市税や保険料は、市民の皆さんの住みよき暮らしを支えるための大切な財源です。しかし滞納があると、その財源が確保できなくなります。また、本来は不要である滞納整理のための経費等も発生し、納期限までに納付された皆さんの不利益にもなります。

平成19年度決算では滞納額が、3億6275万円となっています。納付義務者の公平性や大切な財源の確保のため、市税等の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

市税等を滞納すると

納期限までに市税等の納付がなくて20日を経過した場合は、「督促状」を発送します。

発送後は、本来の税(料)額に、督促手数料100円を加算して納めていただくことになります。

また、納期限までに納付された人との公平性を保つため、「延滞金」も合わせて納めていただくこととなります。

※延滞金は、滞納されている税(料)額を完納するまで加算されていきます。

さらに滞納を続けること

滞納が続く場合には、納付義務者の公平性、また大切な財源の確保のため、滞納整理(滞納処分)に着手します。

① 催告

督促状を送付しても納付がない場合は、文書や電話、自宅・勤務先への訪問等を行い、納付を促します。

② 財産調査

催告しても納付がない場合や分割納付の約束が守られない場合には、納付義務者の財産調査や訪問による実地調査等を行います。

③ 差押え

調査により財産があることが判明した場合は、納付義務者の財産を差し押えます(表①参照)。

④ 専門機関への徴収委託

高額滞納や納付意識が低い案件等については、滞納整理の専門機関である「岡山県市町村税整理組合」へ徴収業務を委託する場合があります(平成19年度委託件数は39件)。

なお、督促手数料、延滞金、滞納処分等は、各税(料)目の関係法令で定められているものです。

(注)県下23市町村で構成する一部事務組合(地方自治法に基づき設立された地方公共団体の組合)。

表① 19年度の差押え内訳

内 容	件数
債 権	
給 与	7
所得稅還付金	24
生命保險	2
國保療養費	1
預 貯 金	2
不 動 産	5
計	41

納付相談のご案内

納期限までに市税等を納付できない場合や、滞納している市税等を一度に納付できない場合は、必ずご相談ください。

事情等をお聞きし、分割納付等の相談に応じます。

▽相談場所

各税(料)目の担当課

▽相談時間

開庁日の午前8時30分～午後

5時15分

▽持参物

・印鑑

・口座振替による分割納付を希望される人は預金通帳と通帳印

※「12月の納税」については、22ページ「情報コーナー」をご覧ください。